

# 賠償事故に備えるために



## 日常生活賠償特約

すべての契約にセットできます。

漏水事故で階下の家財に損害を与えた場合など、日常生活で他人に与えた損害を補償します。

示談交渉  
サービス付

日本国内  
のみ

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 日常生活賠償保険金

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額(1億円)を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(例) 自転車で高齢者と接触し、骨折させてしまった。



(例) 子供がキャッチボール中、公園で遊んでいた他の子供にボールを当てて、ケガをさせてしまった。



被保険者の範囲は22ページ1(2)②をご参照ください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等



## 受託物賠償特約

すべての契約にセットできます。

友人から借りたデジタルカメラをこわしてしまった場合など、預かり物やレンタル品の持ち主に与えた損害を補償します。

示談交渉  
サービス付

日本国内  
のみ

### 保険金をお支払いする主な場合

#### 受託物賠償保険金

他人からの預かり物やレンタル品を、使用・管理している間に日本国内において生じた破損、紛失または盗取について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について受託物賠償保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき、受託物賠償保険金額(30万円<sup>(注)</sup>)を限度とします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。これらの費用についてはその全額をお支払いします。

・損害防止費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・示談交渉費用 ・争訟費用

(注) 補償をさらに充実させたい場合は、100万円を限度とすることもできます。100万円を限度とする場合、保険期間の途中でセットできません。

被保険者の範囲は22ページ1(2)②をご参照ください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する受託物の破損、紛失または盗取
  - 通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、貴金属、宝石、美術品、航空機、船舶、車両、危険な運動中の運動用具、動物・植物等の生物、不動産
- 次のいずれかに該当する間に生じた受託物の破損、紛失または盗取
  - ① 被保険者以外の者に転貸されている間
  - ② 受託物が自転車である場合は、保険証券記載の建物が所在する敷地の外にある間
- 次のいずれかに該当する事由による受託物の破損、紛失または盗取
  - ① 取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと。
  - ② 自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
  - ③ 欠陥および電気的事故または機械的事故(故障)によって生じた損害

等

示談交渉  
サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。(示談交渉サービス付の特約の場合)

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引受します。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

[ご注意ください]

次の場合には、当社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- ・1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が特約保険金額を明らかに超える場合または免責金額を明らかに下回る場合
- ・相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- ・賠償事故について、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。